

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の締結について承認を求めるの件(閣条第八

号)(先議)要旨

一九九二年(平成四年)六月にリオデジャネイロで開催された国際連合環境開発会議で採択されたアジェンダ21は、海洋汚染原因物質の一つである「合成有機化合物」の問題に対する国際的な取組を開始するための政府間会合の開催を要請し、一九九五年(平成七年)十月の政府間会合では、十二の残留性有機汚染物質の排出規制のため、法的拘束力のある国際的枠組みを確立するよう行動すべき旨の宣言が採択された。

これを踏まえ、一九九八年(平成十年)六月から残留性有機汚染物質の規制に関する政府間交渉会議が開催され、二〇〇一年(平成十三年)五月二十二日にストックホルムで行われた外交会議において、この条約が採択された。

この条約は、前文、本文三十箇条、末文及び六の附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

一、この条約は、環境及び開発に関するリオ宣言の原則15に規定する予防的な取組方法に留意して、残留性有機汚染物質から人の健康及び環境を保護することを目的とする。

二、附属書 A に掲げる物質（P C B 等九物質）の意図的な製造、使用及び輸出入を禁止し、又は廃絶するた
めに必要な法的措置及び行政措置をとる。

三、附属書 B に掲げる物質（D D T）の意図的な製造、使用及び輸出入を制限する。

四、附属書 D の基準（化学物質の附属書への追加を検討する際の選別のための基準）を考慮し、並びに残留
性有機汚染物質の特性を示す新規の化学物質の製造及び使用を防止することを目的とした規制のための措
置をとる。

五、附属書 A 又は附属書 B に掲げる個別の適用除外を有している締約国を特定するため、登録簿を作成する。

六、残留性有機汚染物質の意図的でない生成から生ずる放出を削減し又は廃絶するため、附属書 C に掲げる
物質（ダイオキシン等四物質）の放出源を特定し及び特徴付けをし並びにこれについて取り組むとともに、

この条約が効力を生じた後二年以内に行動計画を作成し及び実施するための措置をとる。

七、残留性有機汚染物質の在庫及び廃棄物から生ずる放出を削減し又は廃絶するため、附属書 A 及び附属書
B に掲げる物質の在庫並びに附属書 A、附属書 B 及び附属書 C に掲げる物質の廃棄物を特定するための適
当な戦略を作成し、環境上適正な管理を行うよう適当な措置をとる。

- 八、この条約に基づく義務を履行するための実施計画を作成し、及びその実施に努める。
- 九、締約国は、開発途上締約国及び移行経済締約国がこの条約に基づく義務を履行する能力を開発し及び強化することを援助するため、適時のかつ適当な技術援助を提供するよう協力する。
- 十、先進締約国は、開発途上締約国及び移行経済締約国がこの条約に基づく義務を履行するための措置の実施に要するすべての合意された増加費用を負担することを可能にするため、贈与又は緩和された条件により適当かつ持続可能な資金供与を行うための制度を通じて、新規のかつ追加的な資金を供与する。
- 十一、締約国会議を設置し、この条約の実施について絶えず検討し及び評価する。
- 十二、事務局を設置し、その任務は、原則として国際連合環境計画事務局長が遂行する。
- 十三、この条約は、五十番目の批准書の寄託の日の後九十日目の日に効力を生ずる。